

学校再開に関する対応について

1 生活に関すること

- (1) 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が同時に発生しないよう配慮いたします。なお、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮いたします。

<換気について>

休み時間毎に教室、廊下の窓を広く開けて換気を行います。授業中も教室、廊下の1か所以上の窓を開けて換気を行います。体育館や特別教室においても同様な対応をいたします。なお、換気のできない部屋は使用しません。

<密集について>

多くの児童が集まる集会等は中止するか、もしくは実施する場合も放送で行うなどの工夫をいたします。また、委員会活動や係活動などでやむなく児童を集める場合は、必要最小限の人数で短時間で終わらせるよう配慮いたします。

<近距離での会話等について>

教室の児童の机は、可能な範囲で離して配置いたします。教室において、グループ活動や話し合いをする場合には、マスクを着用させ、できるだけ近距離にならないよう配慮いたします。

- (2) 手洗い・うがい等については、次のように指導いたします。

<手洗い・うがいの頻度について>

外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗うように指導いたします。また、タオルやハンカチは、共用しないように指導いたします。

手洗いは、基本的には流水と石けんで行いますが、必要に応じてアルコールを含んだ消毒液を使用することもあります。手荒れなど過敏に反応することが心配な場合は、学校にご相談ください。また、特に多くの児童が手を触れる箇所については、可能な限り消毒をいたします。校内で共用される用具や備品については、できるだけ共用は避け、使用後は手を洗うよう指導いたします。

<マスクの着用について>

マスクの着用については、可能な限りの着用をお願いいたします。

基本的には、ご家庭でご用意いただくこととなりますが、依然としてマスク不足が解消していません。手作りマスクの作成などにご協力ください。学校においても、今後必要に応じて手作りマスクを作成する教育活動の実施等を検討いたします。

☆子どもの学び応援サイト（手作りマスクのつくり方）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm

(3) 学校再開後についても、依然としてストレスや不安を抱えている児童も存在することが考えられることから、次のような校内支援を行います。

<心のケアについて>

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談を行い児童を支援します。また、栗ヶ沢中学校のスクールカウンセラーへの相談窓口となりますので、希望される場合は教頭までお申し出ください。

<偏見や差別について>

感染者や濃厚接触者、医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであります。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じて、偏見や差別、いじめ等が生じないようにいたします。ご家庭でもご指導ください。

2 学習に関すること

(1) 臨時休業中に発生した児童の学習の遅れについて、ご家庭においても休業中の学習課題等でご協力いただいたところですが、今後は学習に著しい遅れが生じることのないよう学習機会の確保に努めてまいります。

<未履修について>

臨時休業に伴い実施することができなくなった学習については、教育課程内で補充のための授業として、1学期中に前学年の未履修分の授業を行います。なお、現時点では、放課後授業や土曜授業等を行うなどの対応は考えていません。

<授業について>

身体接触等の伴う教科（体育・音楽・図工・家庭科等）については、感染症対策を講じながら学習内容の工夫や年間指導計画の中で順序を変えて行うことを検討いたします。

3 給食に関すること

(1) 学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう改めて徹底いたします。

<配膳について>

給食の配膳を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無の確認、衛生的な服装、手指の手洗いの徹底等を行い、給食当番活動が可能であるかを毎日点検いたします。適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をいたします。

<食事について>

児童全員に食事の前の手洗いを徹底いたします。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない、対話を控えるなどの対応をいたします。

4 登校に関すること

- (1) 登校の判断については、家庭における毎朝の検温及び健康観察等を基に、ご家庭で判断してください。また、学校で発熱等の風邪の症状がみられる場合には、保護者に連絡いたしますので、できるだけ早くお迎えに来られるようご協力ください。

<出席停止等について>

児童に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するようお願いいたします。この場合の出欠の扱いについては、出席停止といたします。また、医療的ケアを必要とする児童や基礎疾患のある児童については、主治医や医療ケア指導医等に相談の上、登校の判断をしてください。なお、その際に登校すべきでないと判断された場合については、出席停止の取扱いができますので、個別にご相談ください。

5 学校行事に関すること

- (1) 今年度の学校行事については、感染状況等を確認しながら感染症対策に基づいて、実施または中止について検討していきます。また、学校の情報については、できるだけ速やかに連絡メールや学校ホームページ、お便り等でお知らせいたします。

<始業式、入学式について>

始業式及び入学式については、3つの条件が重なることのないよう感染拡大防止の対策を講じながら、できる限りの少人数、短時間で実施いたします。

<運動会、林間学園、修学旅行について>

運動会及び林間学校においては、臨時休業措置に伴う不足する授業時間の確保及び感染拡大防止の観点から、3月24日付け松戸市教育委員会の通知の通り中止といたします。なお、修学旅行については、引き続き、延期を含め検討してまいります。

<授業参観、保護者会等について>

授業参観や保護者会等、多数の保護者が来校する学校行事につきましては、感染拡大予防の観点から中止とする方向で検討しています。今後、市内小中学校の動向等も確認した上で決定しお知らせいたします。

<校外学習等について>

校外学習や体験学習については、感染状況等確認しながら実施時期、場所等、中止することも含めて検討してまいります。

※以上について、学校では感染の状況や国・県・市等の動向を確認しながら、感染拡大予防に努めてまいります。しかし、この大きな課題には、学校だけでは対応できないことが数多くあります。児童の安心・安全のために最善を尽くしてまいりますので、地域並びに保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、児童のことで困ったこと、不安なことがありましたら学校にご相談ください。